



■福祉用具貸与 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限公表について

10月より福祉用具貸与において上限価格を超える金額については算定ができなくなります。テクノエイド協会よりQ&Aが公開されていますので、一部抜粋します。

(Q1.) TAISコード(届出コード)を取得している商品ですが、7月に公表された「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧(平成30年10月)」に掲載されていません。平成30年10月からの貸与においては、どのように取り扱えばよいですか。

(A1.) 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表に当たっては、貸与件数が月平均100件以上の商品が適用され、一覧には該当する商品が掲載されています。TAISコード又は届出コードを取得している商品であって、一覧に掲載されていない商品については、従前どおりの取扱いで差し支えありません。

(Q2.) 貸与価格の上限を超えた貸与を行った場合、上限価格の介護給付費までが算定されるのですか。(例えば、貸与価格の上限が1,000円であり、110単位で請求した場合に100単位分が算定されるのですか。)

(A2.) 貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は一律算定されませんので、ご注意ください。

(Q3.) 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を算定するにあたり、半月請求や日割り請求分も含まれていますか。

(A3.) 半月請求や日割り請求分は含まれていません。

(参考)「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限公表に関するQ&A(よくある問い合わせ)」(平成30年9月7日)

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/>

■居宅介護支援 生活援助中心型サービスの届出制について

すでに通知されていましたが、10月から生活援助の利用回数が厚労省の設定する利用回数を超える場合に、下記届出が必要になります。※自治体により届出の記載方法や、他の届出書等が必要になる場合がありますので詳細は各自自治体にご確認ください。

- ・居宅サービス計画書(第1表・第2表)
- ・週間サービス計画表(第3表)
- ・サービス担当者会議の要点(第4表)
- ・居宅介護支援経過(第5表)
- ・サービス提供票(第6表)
- ・課題分析票(アセスメントシート)
- ・モニタリング記録シート

▼超過すると届出が必要になる利用回数

要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

■総合事業 10月からのサービス追加について

総合事業のサービスにおいて、下記加算が追加されました。それに伴い、各市町村のマスタが変更されている場合があります。

A2	4003-生活機能向上連携加算(I) 4002-生活機能向上連携加算(II)
A6	4002-生活機能向上連携加算1 4003-生活機能向上連携加算2 6201-栄養スクリーニング加算

弊社ユーザー専用ページの「総合事業状況一覧」にて市町村ごとの確認状況を表示しています。状況が公開されていない市町村等がある場合には、お問合せ下さい。

<http://www.info-tec.ne.jp/users/sougoujigyyou-2/>

■総合支援 障害者自立支援給付審査について

11月審査分より総合支援における請求システムが変更になるため、これまで警告で返戻にならなかったものも返戻となるケースがでてきます。これまで警告がでていたケースについては見直しをかけて頂くようお願いいたします。

(例)一次審査処理結果票 警告内容「請求明細書の終了日にサービス提供年月以前または以降の年月が設定されています。」

利用者台帳で終了日を空欄にしてください。またすでに予定や実績が入っている場合は、予定や実績で台帳読み込みを行ってください。

開始/終了 平成30年04月01日 平成 年 月 日

終了日が入っている場合は空欄にしてください。



社会保険労務士法人インフォ・テック 松村伸明 10/11付で社会保険労務士法人インフォ・テックに異動しました。主に実地指導対策や許認可申請業務を担当します。サポート担当の節は、介五郎ユーザーの皆様には大変お世話になりました。新しい職務でも誠心誠意努力する所存ですので、今後ともお引立てを賜りますようお願い致します。